

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成27年12月 1 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告について
- 日程第 5 市長招集挨拶
- 日程第 6 議案第66号 愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第69号 愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第70号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第71号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第72号 愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第73号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第74号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第75号 愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第76号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第77号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第78号 愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について
- 日程第19 議案第79号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第20 議案第80号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第21 議案第81号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第22 議案第82号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第23 諮問第 4 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第24 諮問第 5 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第25 諮問第 6 号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	島田 浩 君
13番	杉村 義仁 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総務部長	飯谷 幸良 君	企画部長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消防長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議事課長	加納 敏夫
書記	山田 宗一	書記	服部 陽介

---

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に限り、撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議席の一部変更について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議席の一部変更を行います。

本件につきましては、会派の異動に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

ただいま御着席の議席とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第2・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、10番・八木一議員、11番・大宮吉満議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月25日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月25日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催しました結果、会期は本日12月1日から12月22日までの22日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第4・諸般の報告について**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第4・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の八木一議員、お願いいたします。

**○10番（八木 一君）**

それでは、諸般の報告をいたします。

海部地区水防事務組合の平成27年第2回定例会が27年10月14日、日光川水防センターにおきまして開催をされました。

付議事件といたしまして、認定第1号：平成26年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額2,660万8,345円、歳出総額2,312万4,203円、差し引き残額348万4,142円となっておりまして、全員賛成で可決されました。

以上であります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の山岡幹雄議員、お願いいたします。

**○2番（山岡幹雄君）**

海部地区環境事務組合の第2回定例会が、平成27年11月24日火曜日、午後2時30分から海部地区環境事務組合新開センターで行われました。

内容につきましては、認定第1号：平成26年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額35億304万7,931円、歳出総額34億3,470万7,535円、差し引き残額6,834万396円ということで、全員賛成で可決されました。

議案第7号：海部地区環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、賛成多数で可決されました。

議案第8号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

報告を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

御苦労さまでございました。

また、閉会中に文教福祉委員会及び庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、各委員長より報告をしていただきます。

最初に文教福祉委員長、お願いいたします。

**○文教福祉委員長（大島一郎君）**

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、10月16日及び10月26日のそれぞれ午後2時から開催し、文教福祉委員会副委員長の辞任についてを協議しました。

まず、議事の利害関係者の除斥を含めた協議の仕方についてのいろいろな意見が出されました。その後、全員協議会の開催要求による開催予定がありますので、その場での事実関係に係る情報を踏まえて、再度開催される委員会で協議することになりました。

10月26日の委員会では、副委員長の辞任についてを協議しました。協議に際しては、利害関係人は議事に加わるできないとする委員会条例に基づき、対象者2名について除斥した上での協議といたしました。その中で、本人の意思について再度確認することを委員の同意を求めて行いました。

辞任の意思に対する許可についてもいろいろな意見が出されましたが、各委員の意見を聞いた上で賛否確認、副委員長の辞任については認めず、引き続いて副委員長の職を努めていただくことにしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

**○庁舎建設等調査特別委員長（山岡幹雄君）**

庁舎建設等調査特別委員会委員長より報告させていただきます。

庁舎建設等調査特別委員会の結果につきまして、この委員会は、第16回、11月12日午前10時から開催をさせていただきました。

統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、総務課課長補佐から説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、市の発議区分になる変更点の具体的なものは何かとの質問では、既存棟における2階の福利厚生部分と3階の会議室とを入れかえることにより、市民が利用しやすいものとする2階と3階の平面のプラン変更などですという答弁があり、169項目の変更があるが、契約の段階でもう少し煮詰めた内容の契約ができなかったのかの質問では、工事を進めていく中で出たものばかりであり、その都度変更が妥当かどうかの協議をした上の変更でございますという答弁でした。また、今後完成までの間に変更はあるのかとの質問には、工期末までに出てくるものはあり得ますという答弁でした。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成27年7月から平成27年9月までに関する出納検査についての検査報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・市長招集挨拶

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成27年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、師走に入り、何かと御多用の中御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、10月、11月は、市内各所でさまざまなイベントが開催され、議員各位におかれましては、公私お忙しい中御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

11月7日に開催いたしました防災講演会では、元宮城県職員の今野様に御講演をいただき、市民と行政が新たな認識を持つことができたのではないかとこのように思っております。今後も防災・減災について、行政と市民が情報共有を進めながら、いざというときに適切な行動がとれるようさまざまな啓発活動などに取り組んでいきたいと考えております。

また、11月21日には、市制10周年記念式典を開催させていただきました。当日は、御来賓を初め、多くの関係者、市民の皆様方にお越しいただき、感謝申し上げます。将来に向け持続可能な愛西市づくりに、改めて愛西市に関係される全ての皆様の御理解、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

安全・安心なまちづくり市民大会では、小学生による標語の発表や高校生の意見発表により、交通事故防止、犯罪防止に対する認識をさらに深めていただいたというふうに思っております。今後も関係機関との連携をさらに密にし、事故防止などを呼びかけてまいりたいと思っております。

さて、最近の経済動向につきましては、依然として大変厳しい状況下であり、地方財政に対する影響は不透明なままで、市の歳入の根幹をなす市税収入は、引き続き低調に推移することが予想されます。こうした大変厳しい環境にある中、平成28年度予算におきましては、本年度に引き続き、必要性、有効性、優先性、効率性の観点から、先例にとらわれることなく積極的に減事業の再確認、検証、見直しを進め、予算編成に当たるよう各部局に指示をし、現在編成

作業を進めております。御承知のとおり、総合戦略の策定や子育て応援プランの策定など、多くの委員の皆様方に御尽力をいただきながら、作業を現在進めさせていただいております。また、公共施設の使用料の見直し、各種補助金等の見直しの作業も現在進めさせていただいております。今後も現状と将来の見通しを確実にしながら、持続可能な愛西市づくりのため、各種作業を進めていきたいというふうに思っております。議員各位におかれましても、御理解、御協力をいただきたいというふうに思っております。

さて、今議会に提案申し上げる議案につきましては、条例の制定2件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定5件、契約変更1件、補正予算4件、人事案件3件の計20件でございます。

なお、人事案件につきましては、本日、御審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

各議案の内容につきましては、この後担当より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・議案第66号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防を図るのに制定する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例を次のように制定するものであります。

内容につきましては、別紙資料の条例の概要をもとに、順次各条文の内容について御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをごらんください。

1のところ、条例の背景について、この欄の3行目をごらんください。

産業廃棄物処理施設は、社会的な必要性とは裏腹に、その設置に当たって関係住民の理解が得られないまま、その設置をめぐる事業者と関係住民の紛争に発展することもあります。こうした状況を招く要因としまして、施設や事業者に対する漠然とした不安や不信、廃棄物とその処理に関する正しい情報が得られないことが上げられます。このようなことから、本市では事

業者が愛知県知事に設置等の手続を行う前に、関係住民に対して事業計画と生活環境の保全に対する取り組みを説明することで紛争の予防を図る条例を制定するものでございます。

2では、条例の構成について、まず第1条では、この条例を制定する目的を表記したもので、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開に関して必要な事項を定め、紛争予防を図るものでございます。

第2条、定義では、用語の意義を規定しているものでございます。

第3条から第4条では、市の責務と事業者及び関係住民の責務を定めています。

第5条は、事業者は事前協議書を市長へ提出することを規定しているものでございます。

第6条は、市長は事前協議書を受理したときは、事前協議書の提出があった旨の告示、縦覧について定めています。

第7条は、周知計画書の提出で、内容は、説明会の開催場所、開催日時、会場定員、周知方法等となっております。

次に2ページ、裏面をごらんください。

第8条から第9条は、説明会の開催について、事業者は告示の日から縦覧期間内、30日以内に関係地域内において、周知計画書に基づき説明会を開催しなければなりません。また、市長は事業者が説明会を開催しないときは、期限を付して説明会を開催するよう求めることができます。

第10条から第11条は、説明会后、関係住民は市長に意見書の提出ができますし、事業者は意見書に対する見解書を提出することになります。

第12条は、市長は必要に応じ、関係住民と事業者の意見調整を行うことができます。

第13条は、環境保全誓約書の提出で、内容は始業及び終業時間並びに産業廃棄物の搬出入の時間帯、周辺地域の生活環境に及ぼす影響、対策等を記入しなければなりません。

第14条から第15条は、事前協議書等の変更・廃止で、事業計画書の内容の変更については、再度説明会を必要とします。

第16条は、事業者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができます。

第17条、改善命令及び公表について、市長は、勧告を受けた事業者が勧告に従わないときは、改善命令をすることができます。改善命令に従わないときは、掲示上に改善命令を受けた事業者の氏名または名称、改善命令の内容、公表に至った経緯を公表することができます。

第18条は、市長はこの条例の施行に必要な限度において事業者に対し必要な報告を求め、また資料提供を求めることができます。

第19条は、適用除外で、国、地方公共団体、その他これに準ずるもの、例えば一部事務組合となります。

ここで議案の本文に戻っていただきまして、附則をごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第67号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市開発行為等の周知に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、開発行為等の周知を図るために必要があるからであります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、愛西市開発等の周知に関する条例の制定について、各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条の関係でございますが、これは条例を制定する目的を簡潔に表現したものでありまして、開発行為等に関係ある地域の住民その他市長が必要と認める者に周知を行うことにより、良好な関係を保持し、関係地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的としております。

第2条では、(1)から(6)までの各号に掲げる用語の意義を定めさせていただいております。

次に、第3条の関係でございますが、市の開発する行為に生ずるおそれのある環境の支障について、市の責務を規定しております。

次に、第4条の関係でございますが、開発行為等を行う場合の事業者の責務を規定しております。

第5条の関係であります。事業者は、開発行為等に係る法令等の規定により許可申請等を行う前に、関係住民に対して、開発行為等の内容について周知のため、意見聴取等をするよう規定しております。

次に、第6条の関係でございますが、(1)から(4)について、適用除外となることを規定しております。

次に、第7条の関係でございます。市長は、事業者が第5条第2項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした場合の勧告のできる規定をしておるものでございます。

第8条においては、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎日程第8・議案第68号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第68号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、議案第68号について御説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が独自で行う事務に個人番号を利用するため改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別添、議案第68号資料の一部改正新旧対照表で説明させていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

なお、この後の行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律についてはマイナンバー法と呼ばさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず個人番号の利用範囲を、第4条第1項でマイナンバー法別表第2、第2欄に掲げるもの以外に、執行機関及び事務を別表の第1、別表の第2として新たに加える改正規定でございます。

同条第2項は、その事務処理のために利用できる特定個人情報を別表第2の右欄に規定するものでございます。

同条第3項は、改正前の第2項の繰り下げでございます。

同条第4項は、他の条例等の規定により、別表第2の特定個人情報と同一の情報の書面提出が義務づけられている場合には、提出があったものとみなすものでございます。

第5条では、改正前の別表第3とするものでございます。

別表第1は、先ほど申し上げました第4条の改正によるマイナンバー法に規定されたもの以外の事務として障害児福祉手当もしくは特別障害者手当の事務を規定するもので、別表第2は、その利用できる特定個人情報として地方税に関する法律の税額と、または住民票関係情報を規定するものでございます。

別表第3は、改正前の別表の繰り下げでございます。

改正条例の3ページのほうに戻っていただきまして、附則をごらんいただきたいと思っております。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第69号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市総代の設置に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、組織・機構の見直しに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、今回一部改正を提案する条例は、愛西市総代の設置に関する条例、愛西市行政改革推進委員会設置条例、愛西市総合計画審議会条例、愛西市特別職報酬等審議会条例、愛西市青少年問題協議会条例、愛西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、愛西市都市計画審議会条例、この7条例でございます。

新旧対照表をごらんください。

改正前のそれぞれの条例には、部・課名等が記載されておりますが、組織・機構の見直しにより、それらを削除するものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第70号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第70号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関

する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第70号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の措置を講ずる必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

議案第70号の資料で、条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後の附則（他の法令による給付との調整）第5条におきまして、傷病補償年金、それから障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について、それぞれの根拠法と調整率を改正することによりまして、当該補償の受給権者は厚生年金から支給されることとなります。

条例の本文の13ページに戻っていただきまして、附則の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第71号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第71号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第71号：愛西市税条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の徴収猶予及び換価猶予に係る規定が条例委任されたことに伴い、市において条文の追加を定めるものでございます。

1枚はねていただきまして、1ページをごらんください。

本条例は、2条立てになっております。

第1条では、愛西市税条例の一部を改正し、第2条では、平成27年6月に公布された愛西市

税条例等の一部を改正する条例（平成27年愛西市条例第24号）の一部を改正するものでございます。

それでは、第1条、愛西市税条例の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改めるといふことで、1ページの第8条から5ページの第12条につきましては条文の追加となっており、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から猶予制度の見直しを行い、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するものでございます。

内容につきましては、議案第71号資料2、主な改正内容をもとに説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず納付方法の見直しといたしまして、1. 徴収猶予に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法としましては、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができるものといたします。

2の徴収猶予の申請手続等といたしまして、申請書に定める事項については第9条第1項に、添付書類につきましては第9条第2項に定めまして、担保の徴取基準は第12条で、猶予金額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内、その他特別な事情がある場合は担保提供を要しないことを定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

(4)の申請書の提出期限等につきましては、通知を受けた日から20日以内といたします。

続きまして、納税者の申請による換価の猶予制度を創設しておりまして、申請による換価の猶予の申請手続等を第11条において定めております。

換価の猶予を申請する期限は、徴収金の納期限から6カ月以内とし、申請書類などは徴収の猶予の関する書類に準ずることといたしております。

第56条の改正につきましては、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、名称変更の改正をするものでございます。独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生研究所が統合され、独立行政法人労働者健康安全機構となるものでございます。

ここまで説明をさせていただいたのは、第1条の関係でございまして、こちらの適用年月日につきましては、平成28年4月1日からとしております。

次に、第2条関係について御説明をさせていただきます。

一部改正の概要といたしましては、平成27年6月定例会において可決いただきました愛西市税条例等の一部を改正する条例（平成27年愛西市条例第24号）のうち、平成27年9月30日に地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、マイナンバー制度に関する未施行部分について改正するものでございます。

第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、納付書と納入書に法人番号を記載しない旨改正するものでございます。

第2条関係につきましては、公布の日から適用するものとしております。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第72号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第72号：愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、議案第72号について御説明させていただきます。

愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正について。

愛西市障害者総合支援条例（平成18年愛西市条例第5号）及び愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部を改正する条例。

改正の趣旨が同様でございますので、同じ改正条例とさせていただきます。第1条で愛西市障害者総合支援条例の一部を改正し、第2条と第3条で愛西市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別添の議案第72号資料をごらんいただきたいと思います。

なお、この議案につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律につきましては、マイナンバー法と呼ばさせていただきますので、よろしく願いします。

第1条では、愛西市障害者総合支援条例の介護給付費等の額の特例を規定する第4条第1項第1号で、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難な場合に、提出しなければならない申請書の氏名、住所にマイナンバー法による個人番号を加えるものでございます。

おめくりいただきまして、同様に第2条では、愛西市介護保険条例の保険料の徴収猶予を規定する第11条第2項第1号と保険料の減免を規定する第12条第2項第1号で、申請書の氏名、住所にマイナンバー法による個人番号を加えるものでございます。

おめくりいただきまして、第3条では、愛西市介護保険条例の保険料の徴収猶予と減免を規定する第11条第2項本文と第12条第2項本文で、それぞれマイナンバー法による情報連携ができることとなりましたので、証拠書類の添付を必要としないものとするものでございます。

改正条例3ページに戻っていただきまして、附則をごらんいただきたいと思います。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請における添付書類を削除する第3条の規定につきましては、マイナンバー

法附則第1条第5号の規定によりまして、法の公布の日から4年以内で政令の定める日となっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第73号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第73号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

議案第73号の御説明をさせていただきます。

愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、施設の名称、愛西市市江地区コミュニティセンター、指定管理者となる団体、愛西市東篠町西田面11番地1、市江小学校区コミュニティ推進協議会、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからであります。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第74号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、議案第74号の説明を申し上げます。

議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について。

愛西市スポーツ施設等の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称でございますが、愛西市親水公園総合体育館、愛西市立田体育館、愛西市佐織体育館、愛西市佐屋総合運動場、愛西市佐屋スポーツセンター、愛西市親水公園総合運動場、愛西市立田総合運動場、愛西市八開運動場、愛西市佐織総合運動場、愛西市佐屋プールの各施設でございます。指定管理者となる団体でございますが、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、

技研・岩間愛西共同体、代表者、株式会社技研サービス、構成団体、岩間造園株式会社でございます。指定の期間でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由としましては、愛西市スポーツ施設等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、議案第74号資料としまして、愛西市スポーツ施設等指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第75号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第75号：愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

議案第75号について説明させていただきます。

愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について。

愛西市障害者就労支援施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市障害者就労支援施設、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人、愛西市社会福祉協議会、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市障害者就労支援施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料としまして、愛西市障害者就労支援施設指定管理者候補者選定結果を添付させていただきました。

よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第76号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第76号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

議案第76号について説明させていただきます。

愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について。

愛西市立田社会福社会館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田社会福社会館、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人、愛西市社会福祉協議会、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市立田社会福社会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料としまして、愛西市立田社会福社会館指定管理者候補者選定結果を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第77号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第77号について説明をさせていただきます。

議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について。

愛西市総合斎苑の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市総合斎苑、指定管理者となる団体、津島市宮川町一丁目72番地、あいさい市総合斎苑管理グループ、代表者、イーゼス・グループ有限責任事業組合、構成団体、三和テクノ株式会社でございます。指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由としましては、愛西市総合斎苑の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしく願いします。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第78号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第78号について御説明をいたします。

愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について。

平成25年9月26日議決、同月27日締結、平成27年2月26日変更議決、同月27日締結の愛西市統合庁舎建設・改修工事の請負契約事項中、下記のとおり変更し契約したいので地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、契約の目的、変更ございません。契約の金額、「40億5,363万5,040円」を「40億7,402万1,120円」に変更、契約の相手方、契約の工期については変更ございません。

提案の理由といたしまして、愛西市統合庁舎建設・改修工事の内容に変更が生じたため、契約変更をする必要があるからでございます。

資料をごらんいただきたいと思っております。

工事名、工事場所は変更ございません。変更前の契約金額40億5,363万5,040円、変更後契約金額40億7,402万1,120円、変更による増額分2,038万6,080円、工期、工事概要、契約の相手方は変更ございません。

契約変更理由といたしまして、本工事を施行するに当たり、他事業及び施行条件等に関連するもの、施工条件の明示項目の変更によるもの、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認が困難な要因によるものなど該当する設計変更項目について工事請負契約約款の規定に基づき請負代金額の変更を行うものでございます。

裏面に、愛西市の統合庁舎建設・改修工事の建物概要、契約概要、予算概要は載せてでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第79号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について主な内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正額につきましては、歳入歳出それぞれ9億579万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ225億845万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第8款地方特例交付金につきましては、額の確定により114万円の追加補正をお願いしております。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により3億2,026万8,000円を追加計上させていただいております。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金で、国民健康保険基盤安定繰出金の精査により、国民健康保険基盤安定負担金3,581万7,000円を増額させていただいております。

同じく国庫負担金で、3歳未満児の途中入所増加に伴い、児童福祉運営費負担金4,881万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、第2項国庫補助金で、選挙権年齢引き下げに伴い、選挙人名簿システム改修費補助金67万9,000円を計上させていただきました。

同じく2項国庫補助金で国県補助金の枠組みが見直されたことにより、保育緊急確保事業費補助金1,699万3,000円を減額し、子ども・子育て支援交付金3,800万4,000円を増額計上させていただいております。

第14款県支出金、第1項県負担金で、国民健康保険基盤安定繰出金の精査により、国民健康保険基盤安定負担金2,533万5,000円を増額し、計上させていただいております。

同じく第1項県負担金で、3歳未満児の途中入所増加に伴い、児童福祉運営費負担金2,440万7,000円を追加計上させていただいております。

同じく第2項県補助金で、延長保育の給付化に伴い、特別保育事業費等補助金で2,629万8,000円を減額し、国県補助金の枠組みが見直されたことによる放課後児童対策事業費補助金3,705万円の減額をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

右上のところですが、国県補助金の枠組みが見直されたことにより、保育緊急確保事業費補助金1,699万3,000円を減額し、地域子ども・子育て支援事業費補助金3,800万4,000円を増額を計上させていただきました。

第17款繰入金、第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金6億9,156万7,000円を減額し、一般財源の収支を図っております。

次に、助成金交付申請の増加に伴い、ふるさとづくり事業推進基金繰入金500万円を追加計上させていただきました。

第18款繰越金では、9月議会にて御承認いただきました前年度繰越金11億4,465万7,000円を全額計上させていただきました。

第19款諸収入、第4項受託事業収入で、3歳未満児の途中入所増加に伴い、受託園児保育所運営費等収入として1,149万6,000円を計上させていただきました。

また、第5項雑入で、精算に伴い、保険基盤安定返還金として107万6,000円を計上させていただきました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

説明が前後して大変恐縮ですが、12ページ、13ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財政管理費で、ふるさと応援寄附金事業の増加が見込まれますので、報償費、需用費、役務費で、合計53万5,000円の追加計上をお願いするものであります。

次のページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第12目の基金費の25節積立金で、前年度決算余剰金の2分の1相当額などを財政調整基金へ積立金として7億6,450万2,000円を計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

続きまして、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、総務部所管の補正について説明をさせていただきます。

まず、各款に及びます人件費の関係を先に御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事異動等に伴う各予算科目の過不足を補正するものでございます。

補正予算書の26ページをお願いいたします。

給与費明細書により説明をさせていただきます。

特別職の給料につきましては、共済組合負担金のうち追加費用の負担金率が、予算作成時の見込みより7.7%引き下げられたことによる影響で32万4,000円の減額となりました。

27ページの一般職の総括について説明をいたします。

職員数におきまして、補正後は458人で、当初より4人が減少をしました。これは当初予算編成後において平成26年度中に退職した職員が4人、今年度に退職した職員が1名、平成26年度中に任期つき職員を1名採用しておりますので、差し引き4人の減となっております。

給料につきましては2,987万4,000円の減、職員手当で3,224万2,000円の減、共済費で2,382万円の減、合わせまして8,593万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な要因といたしましては、当初予算編成時に算入をしておりました職員の退職、未確定であった共済負担金率の確定、育児休業者の増加や長期化などが影響をしております。

今回は、人事異動により各款におきまして、給料、職員手当及び共済費の増減が生じておりますので、補正予算をお願いするものでございます。

また、特別会計の人件費におきましても一般会計と同様の理由により補正をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、人件費以外の歳出について説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

2款1項8目支所整備費で、通信設備更新工事費として350万円を計上しております。これは平成28年4月1日から各庁舎を支所に移行するため、その組織規模や運営方針に合った電話設備への更新をするものでございます。4月から宿・日直業務及び電話交換業務を停止することに伴い、各支所にかかった電話を本庁舎へ集約するため、既存通信設備の撤去や光ケーブルの引き込み、配線及び電話機の設置などを行うための予算でございます。

次に、14目ふるさとづくり事業推進費で、推進助成金500万円を計上いたしました。愛西市ふるさとづくり事業推進助成金交付要綱に基づきまして、町内会等が所有する集会所の建設や修繕、施設の備品購入等に対しまして助成をしておりますが、今年度は集会所の建てかえを予定している町内会がありまして、当初見込んでおりました予算が不足いたしますので、今回補正をお願いするものでございます。これに伴う収入といたしましてはふるさとづくり事業推進基金繰入金により全額を計上しております。

次に、16、17ページをお願いいたします。

2款総務費、4項1目選挙管理委員会費で、選挙システム改修委託料として135万9,000円を計上いたしました。選挙権年齢の引き下げに伴うことにより、名簿調製システム、期日前投票システム及び当日投票システムの改修を行い、平成28年7月執行予定の参議院議員通常選挙から適用するものでございます。

総務部関係につきましては以上でございます。

続きまして、会計管理者より説明申し上げます。

#### ○会計管理者兼会計室長（村津友章君）

それでは、私からは会計室に関するものについて御説明させていただきます。

ページにつきましては、戻っていただきまして、14、15ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目会計管理費でございます。そちらのほうの委託料につきまして、社会保障税番号制度に伴います源泉業務のシステムを現行の財務会計システムに導入するための委託料といたしまして409万9,000円を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、市民生活部長より御説明申し上げます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

続きまして、市民生活部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料で、個人番号カード通知カード等の関連で、カード券面印刷機の保守委託料5万2,000円、レジスター設定変更委託料2万6,000円、カード券面印刷機導入等委託料58万2,000円、また庁舎統合に伴いまして、戸籍システム機器移設設定作業としまして101万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、14節でございます。使用料及び賃借料は、平成28年1月から3月までの3カ月分のカード券面印刷機借上料で7万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節繰出金で、基盤安定繰出金等を国民健康保険特別会計へ8,125万4,000円を繰り出すものでございます。

次に、20ページと21ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料で、がん検診申込者の増加に伴い、がん検診委託料500万円を追加するものでございます。

23節償還金、利子及び割引料で、26年度がん検診推進事業費補助金の精算に伴い、返還金3万6,000円の追加をお願いするものでございます。

6目保健衛生施設費、15節工事請負費で、平成28年度から健康推進課を佐屋保健センターに集約することに伴い、佐屋保健センター事務室をOAフロア化するための改修工事費としまして607万1,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次は、福祉部長より申し上げます。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

続きまして、私のほうからは、福祉部所管のうちの児童福祉関連を除いて説明をさせていただきます。

申しわけありません、1ページ戻っていただきまして、18、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして316万6,000円増額補正でございます。平成26年度の障害福祉関係の負担金、それから臨時福祉給付金の補助金及びその事務費補助金の確定がありましたので、国及び県に返還するものでございます。

2目老人福祉費、28節繰出金におきまして、介護保険特別会計での人件費及び庁舎統合に伴う地域包括支援センターのシステムの設定に係る介護保険特別会計の補正予算に伴いまして655万6,000円を減額補正するものでございます。

おめくりいただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、7目障害児通所支援費、23節償還金、利子及び割引料におきまして267万9,000円の増額補正で、これも平成26年度の障害児福祉関係の負担金におきまして額が確定しましたので、国及び県に返還するものでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして2,443万1,000円の増額補正でございます。これにつきましても平成26年度の生活保護費負担金が確定いたしましたので、国及び県に返還するものでございます。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より説明申し上げます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、児童福祉関連の補正について御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、18ページ、19ページをよろしくお願ひします。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして105万8,000円の増

額補正をお願いしております。これは平成26年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実績が確定をし、国庫補助金の精算に伴う返還金が生じたものでございます。事業費補助金返還金として72万円、事務費補助金返還金として33万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、施設型給付費1億641万3,000円の増額補正及び特別保育事業費等補助金1,936万円の減額補正をお願いしております。施設型給付費につきましては、9月の補正時に見込みをしました以上の3歳未満児の途中入所の増加及び施設型給付費に係ります処遇改善加算の見込み変更に伴い増額の補正をさせていただくものでございます。また、特別保育事業費等補助金につきましては、延長保育促進事業に係る人件費が保育士1人分が施設型給付費公定価格の基本額に組み込まれたこと、延長保育の給付化に伴い、補助の対象から外れたことに伴う減額でございます。

3目保育園費につきましては、国・県補助金の枠配分の見直しに伴います国・県支出金一般財源の歳入の組みかえ補正でございます。

4目児童館費、11節需用費で、修繕料32万2,000円の増額補正をお願いしております。これは勝幡児童館図書室空調機のふぐあいの原因であります室外機を修繕するために計上させていただくものでございます。

私からは以上でございます。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは教育部所管に関するものについて御説明申し上げます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費におきまして378万円をお願いしております。これにつきましては、佐屋小学校プールで本年6月のプール開始時に排水口付近からの漏水が発見され、使用を中止させていただきました。今回、工事改修費の金額が確定いたしましたので、お願いするものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料におきましては245万1,000円をお願いしております。これは、永和中学校北校舎におきまして、老朽化による屋上防水シートが破損している箇所があるため雨天時に雨漏りしているところがございます。新年度に改修工事ができるように、今回設計委託をお願いするものでございます。

次に、4項社会教育費、4目図書館費、11節需用費におきましては、修繕料として175万5,000円をお願いしております。これにつきましては、中央図書館におきまして、2階学習室の監視カメラの経年劣化に伴う取りかえということで18万3,600円と、電気保安協会の保守点検で改修要請がありました高圧遮断機の取りかえに66万4,200円、そして2階北側面と東側面の雨漏り修繕として90万7,200円の追加をお願いするものでございます。

以上で平成27年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第80号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,369万6,000円を追加して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ87億7,304万4,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億3,954万7,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳入について御説明をさせていただきます。

補正予算書6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、保険税の軽減幅が広がったため6,931万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして、財政支援の拡充等により補正額8,125万4,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

9款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の精算といたしまして2億8,175万9,000円の追加をお願いするものです。

次に、歳出につきましては、はねていただきまして、10ページ、11ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費で、職員の異動による28万4,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1億3,824万円及び2項1目一般被保険者高額療養費1億200万円につきましては、医療費の伸びにより追加をお願いするものです。

次に、11款諸支出金、1項3目償還金につきましては、交付額の確定に伴いまして、国県支出金返還金として3,482万9,000円と退職者療養給付費交付金返還金で1,783万5,000円、一般会計繰入金返還金107万6,000円をそれぞれ追加をお願いするものでございます。

続きまして、直営診療施設勘定の歳入について、6ページ、7ページをごらんください。

6款1項1目繰越金は、前年度繰越金8万9,000円の追加をお願いするものです。

次に、歳出につきましては、8ページ、9ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費、2節の給料から19節、負担金は人件費で職員の異動によるもので、合わせて30万2,000円の減額でございます。

27節公課費は、消費税及び地方消費税の中間納付不足分といたしまして39万1,000円の追加

をお願いするものです。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第81号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第81号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、議案第81号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ820万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,469万2,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,405万4,000円とするものでございます。

歳出の人件費以外のものについて御説明させていただきます。

まず、保険事業勘定の12、13ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費におきまして、来春の庁舎統合改修に伴いまして地域包括支援センターの移動がされるため、パソコン、プリンターのネットワーク設定の費用として17万9,000円の委託料でございます。その財源は、歳入の8ページ、9ページにお戻りいただきまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、1節現年度分としております。

その他の歳入につきましては、人件費の財源振りかえによるものでございます。

サービス事業勘定につきましては、人件費のみの補正でございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第82号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第82号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第82号の御説明をさせていただきます。

議案第82号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万4,000円

を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ9億8,885万円とするものでございます。

内容につきましては、この4月の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・諮問第4号から日程第25・諮問第6号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・諮問第4号から日程第25・諮問第6号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、山田二郎。

諮問の理由といたしましては、任期が平成28年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、若山壽雄。

諮問理由といたしましては、現吉田委員の任期が平成28年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第6号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記といたしまして、氏名、柴田修。

諮問理由といたしましては、現渡邊委員の任期が平成28年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、諮問第4号から諮問第6号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第4号から諮問第6号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号から諮問第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第4号から諮問第6号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第6号を採決いたします。

諮問第6号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第6号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月7日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分 散会